

大館市母子家庭等自立促進計画

大 館 市

平成 20 年 9 月

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	ひとり親家庭をめぐる国の動向	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の対象	2
5	計画の期間等	3
6	計画策定の体系	3

第2章 基本的考え方と具体的施策の展開

1	基本理念	4
2	基本目標	4
3	施策体系	5
4	具体的施策の内容	6
(1)	子育て・生活支援策の推進	6
①	多様な保育サービスの充実	6
②	多様な子育て支援の充実	6
③	住宅確保に向けた支援の推進	7
④	総合的生活支援の推進	7
(2)	就業支援策の推進	8
①	就労に向けた能力開発の支援	8
②	就業の機会創出のための支援	8
③	公共職業安定所等との連携強化	8
(3)	相談・情報提供体制の充実	9
①	母子自立支援員による相談支援の充実	9
②	地域における相談体制の充実	9
③	専門相談機関との連携の強化	9
(4)	養育費確保のための支援の推進	10
①	広報・啓発活動の推進	10
②	相談体制の確立	10
③	情報提供活動の推進	10
(5)	経済的支援の推進	10
①	母子・寡婦福祉資金制度に関する情報提供及び適正な貸付	10
②	児童扶養手当に関する情報提供及び給付	11
③	福祉医療費に関する情報提供と給付	11
④	各種経済的支援策に関する情報提供の充実	11
(6)	母子・寡婦福祉団体への支援	11
①	母子・寡婦福祉団体との連携の強化	11
②	母子・寡婦福祉団体活動への支援	11

第3章 計画の推進体制

1	計画の進行管理	12
2	関係機関、団体との連携	12
3	計画の評価	12

資 料 統計でみる現状

1	ひとり親家庭をめぐる現状と課題	13
(1)	母子家庭の現状	13
(2)	アンケート調査集計結果	24
(3)	父子家庭の現状	28
(4)	ひとり親家庭の課題	34

大館市母子家庭等自立促進計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、離婚による母子家庭や父子家庭のいわゆる「ひとり親家庭」が急増しております。

こうしたひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、収入、住居、子どもの養育等で、さまざまな困難に直面しております。

母子家庭の母の場合、就労経験が少ないことや、結婚、出産等により就労が中断していたり、雇用主の母子家庭に対する理解不足から、就職が困難であることが多く見られます。また、就業しても低賃金や不安定な雇用条件で、経済的に困窮している世帯が多く見られます。さらに、多くの離婚母子家庭には、養育費が支払われていない状況にあり、生活を不安定にさせている一因となっています。

父子家庭の父は、所得水準が母子家庭の母と比べて高くなっていますが、子どもの養育、家事等の生活面で多くの困難を抱えており、その支援の重要性が高まっています。

また、寡婦家庭においては、低収入による経済的な不安のほか、高齢による健康不安などの日常生活維持の不安を抱えています。

以上のことから、ひとり親家庭においては、収入をはじめとする日々の生活の安定を図ることが子どもの成長にとっては重要なことであり、様々な自立支援施策の充実が求められています。

2 ひとり親家庭をめぐる国の動向

- ・平成14年 3月 「母子家庭等自立支援対策大綱」を制定し、「子育てと生活の場支援策」「就労支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」などの自立支援策について、国、地方公共団体による総合的な自立支援体制が整備されることになりました。
- ・平成14年11月 「児童扶養手当法」、「母子及び寡婦福祉法」などが改正されました。児童扶養手当法の改正(平成15年4月施行)では、受給

期間が5年を経過した受給者については、平成20年4月から、手当の一部を支給しない措置がとられました。

- ・平成15年 3月 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定されました。
- ・平成15年 7月 地方自治体は、母子及び寡婦福祉法第12条の規定に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定することになっており、その後「母子家庭の母の就業に関する特別措置法」が制定され、母子家庭の母の就業支援には特別の配慮を行わなければならないとされました。

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として、同法第11条に基づき国が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」に則したものです。
- (2) 本市の母子家庭等の自立支援を総合的に推進するための指針となります。
- (3) 国の方針を踏まえたうえで、本市の地域特性や実情を反映させた独自の計画です。
- (4) 新大館市総合計画の基本構想を達成するとともに、次世代育成支援行動計画「大館市子どもすこやかにぎわいプラン」の関連計画と整合性をはかり策定しています。

4 計画の対象

本計画の対象は、市内の「母子家庭の母」及び「父子家庭の父」とその養育する子並びに「寡婦」とします。

※ **母子家庭の母とは**

母子寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方をいう。

父子家庭の父とは

母子寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方をいう。

寡婦とは

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方をいう。

5 計画の期間等

この計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5年間の計画です。

6 計画策定の体系

（1）アンケート調査等の実施

本計画策定に当たり次のアンケート調査と実態調査を実施しました。

- ① 自立促進計画の策定のため、母子家庭へアンケート調査を平成17年8月に実施しました。（資料編参照）
- ② 母子家庭の実態を把握するため、母子世帯調査を平成19年8月に実施しました。

（資料編参照）

（2）母子自立支援プログラム審査委員会の設置

計画内容を審議する場として、関係機関及び庁内関係部局の代表者で構成する「大館市母子自立支援プログラム審査委員会」を設置し、審議を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

市民の意見を計画に反映させるため、計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

（公募期間 平成20年6月1日から平成20年6月30日）

第2章 基本的考え方と具体的施策の展開

1 基本理念

母子家庭等が安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

(1) 子育て・生活支援の推進

ひとり親が安心して、子育てや家事と仕事の両立ができるよう、多様な保育サービスや自立支援に関する福祉サービスの充実を図ります。

(2) 就業支援の推進

ひとり親が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるよう職業能力向上をはじめとする就業支援体制の整備を図ります。

(3) 相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭の子育てや仕事などに対する様々な悩みや困難ごとに関する相談に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 養育費確保のための支援の充実

ひとり親家庭の児童が養育費を取得できるよう、養育費確保における支援の充実を図ります。

(5) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の多くが経済的に厳しい生活を余儀なくされていることから、各種手当や貸付・助成などの制度に関する情報を提供するとともに、適正な貸付け・給付業務を実施するなど、経済面における支援体制の整備を図ります。

(6) 母子寡婦福祉団体の活動支援

母子・寡婦家庭の社会的自立を目的とする母子寡婦福祉団体の活動支援及び連携の強化を図ります。

3 施策体系

基 本 理 念

母子家庭等が安心して暮らせるまちづくり



基 本 目 標

(1) 子育て・生活支援の推進

- ① 多様な保育サービスの充実
- ② 多様な子育て支援の充実
- ③ 住宅確保に向けた支援の推進
- ④ 総合的生活支援の推進

(2) 就業支援の推進

- ① 就労に向けた能力開発の支援
- ② 就業の機会創出のための支援
- ③ 公共職業安定所等との連携強化

(3) 相談・情報提供体制の充実

- ① 母子自立支援員による相談支援の推進
- ② 地域における相談体制の充実
- ③ 専門機関との連携の強化
- ④ 子育て等に関する情報提供の充実

(4) 養育費確保のための支援の推進

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 相談体制の確立
- ③ 情報提供活動の推進

(5) 経済的支援の推進

- ① 母子・寡婦福祉資金の制度に関する情報提供及び適正な貸付
- ② 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- ③ ひとり親家庭医療費に関する情報提供と助成
- ④ 各種経済的支援策に関する情報提供の充実

(6) 母子寡婦福祉団体への支援

- ① 母子・寡婦福祉団体との連携の強化
- ② 母子・寡婦福祉団体活動への支援

4 具体的施策の内容

(1) 子育て・生活支援策の推進

① 多様な保育サービスの充実

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
保育園優先入所の推進	ひとり親家庭の児童の保育園優先入所を推進します。	ひとり親	全園	全園	(市福祉課)
延長保育事業	夜7時まで保育時間の延長を行います。	ひとり親	3ヶ所	3ヶ所	ニーズの把握 (市福祉課)
休日保育事業	日曜日・休日に保育を行います。	ひとり親	1ヶ所	1ヶ所	ニーズの把握 (市福祉課)
夜間保育事業	延長保育時間を超える保育に対応する夜間保育を行います。	ひとり親	なし	検討	ニーズの把握 (市福祉課)
病後児保育事業 (施設型)	病後回復期にあって、集団での保育が困難な児童を一時的に預かります。	ひとり親	1ヶ所	1ヶ所	(市福祉課)
病後児保育事業 (派遣型)	病後回復期にあって、集団での保育が困難な児童宅に保育士を派遣します。	ひとり親	なし	—	ニーズの把握 (市福祉課)
一時保育事業	保育の対象とならない児童の一時的な保育サービスを行います。	ひとり親	2ヶ所	2ヶ所	ニーズの把握 (市福祉課)

② 多様な子育て支援の充実

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
地域子育て支援センター事業	相談活動、育児講座、育児サークルの育成・支援を行う。	ひとり親	3ヶ所	3ヶ所	ニーズの把握 (市福祉課)
子育て短期支援事業(トワイライト)	就業等により夜間や休日に養育困難な場合、一時的に預かります。	ひとり親	1ヶ所	1ヶ所	ニーズの把握 (市福祉課)
子育て短期支援事業(ショート)	家庭での養育が困難になった場合、宿泊を前提にして一時的に預かります。	ひとり親	なし	検討	ニーズの把握 (市福祉課)

ファミリーサポートセンター事業	子どもの送迎や保育を、会員同士で相互援助します。	ひとり親	なし	検討	ニーズの把握 (市福祉課)
放課後児童健全育成事業(地域子ども教室含む)	留守家庭の小学校低学年の子どもに、適切な遊びや生活の場を提供する。	ひとり親	28ヶ所	全小学校区	小学校区の再編動向により検討 (市福祉課)
ひとり親家庭日常生活支援事業	就職活動や病気等で家事・育児にお困りのときに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活の世話や保育を行います。	ひとり親	実施	実施	(県事業)

③ 住宅確保に向けた支援の推進

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
母子生活支援施設への入所支援	母子家庭が自立し、安定した生活をおくり、児童が健全に成長できるように保護を行い、生活全般にわたって支援します。	母子	実施	実施	(市福祉課)
公営住宅の活用の推進	入居要件を満たす方の中で、母子及び寡婦福祉法に基づくひとり親世帯を市営住宅に優先的に選考して入居させます。	ひとり親	実施	実施	(都市計画課)

④ 総合的生活支援の推進

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
母子世帯に対する総合的生活支援の推進	母子家庭の生活安定を図るため、児童の社会的養護を担いつつ、母子の身体的・精神的健康、良好な親子関係維持ができるように、母子生活支援施設等を活用した総合的生活支援を充実させます。	母子	実施	推進	(市福祉課)

(2) 就業支援策の推進

① 就労に向けた能力開発の支援

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
自立支援教育訓練給付金事業	市長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に入学金及び受講料の一部を支給します。	母 子	実施	推進	(市福祉課)
高等技能訓練促進費事業	看護師、保育士等の自立に効果的な資格を取得するために2年以上就業する場合で、就労または育児と修業の両立が困難と認められる場合に、生活費の負担軽減のために給付します。	母 子	実施	推進	(市福祉課)
母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給する母子家庭の母の状況やニーズ等に応じた自立支援プログラムを策定します。	母 子	実施	推進	(市福祉課)

② 就業の機会創出のための支援

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
公共的施設における母子家庭の母等の雇用の促進	母子及び寡婦福祉法に基づく、公共的施設における母子家庭の母及び寡婦の雇入れを促進します。	母子・寡婦	検討	実施	ニーズの把握 (市 全 庁)

③ 公共職業安定所等との連携強化

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
公共職業安定所等との連携	公共職業安定所及びひとり親家庭就業・自立支援センターの就労関係者と母子自立支援員との連携を強化することで、就労について効果的な指導を行います。	母 子	実施	推進	(市福祉課)

(3) 相談・情報提供体制の充実

① 母子自立支援員による相談支援の推進

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
母子・寡婦福祉資金等貸付金制度に関する情報提供	ひとり親家庭や寡婦に対して、母子・寡婦福祉資金等の貸付金制度に関する情報提供を行います。	ひとり親 寡 婦	実施	推進	(市福祉課)
新規母子及び児童扶養手当受付時における相談、情報提供	新規母子家庭及び児童扶養手当受付時に、母子家庭の母に自立支援を行うため、母子自立支援員による就業等に関する相談、情報提供を行います。	母 子	実施	推進	(市福祉課)

② 地域における相談体制の充実

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
養育相談の充実	ひとり親家庭が抱える養育上の悩みやストレス解消のため、福祉事務所家庭相談員による養育相談を充実させます。	ひとり親	実施	推進	(市福祉課)
民生委員児童委員による地域における相談体制の充実	市内の民生委員児童委員によるひとり親家庭や寡婦の困難ごとや悩みごとの相談を行います。	ひとり親 寡 婦	実施	推進	(市福祉課) (社会福祉協議会)

③ 専門相談機関との連携の強化

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
各種専門相談機関及び関係部署との連携	ひとり親家庭の相談に対応するため、各種専門相談機関（母子相談、法律相談、女性相談など）の活用と関係部署の連携を強化します。	ひとり親 寡 婦	実施	推進	(市福祉課)

(4) 養育費確保のための支援の推進

① 広報・啓発活動の推進

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
広報・啓発活動の推進	ひとり親家庭に対し、子育て等に関する情報について、児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等や関係団体による情報提供活動を推進します。	ひとり親 寡 婦	実施	推進	(市福祉課) (県ひとり親家庭自立支援センター)

② 相談体制の確立

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
新規母子登録及び児童扶養手当受付時における相談、情報提供(再掲)	養育費の取決めを促進するため、新規母子登録及び児童扶養手当受付時に、母子自立支援員による相談、情報提供を行います。	母 子	実施	推進	(市福祉課)

③ 情報提供活動の推進

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
情報提供活動の推進	母子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口や関係団体による情報提供活動を推進します。	母 子	実施	推進	(市福祉課)

(5) 経済的支援の推進

① 母子・寡婦福祉資金制度に関する情報提供及び適正な貸付

施策	内容	対象	20年度	24年度	備考 (実施主体)
母子・寡婦福祉資金制度に関する情報提供及び適正な貸付の実施	母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、返済能力に配慮した適正な貸付を指導します。	母子・寡婦	実施	推進	(県事業) (窓口 市福祉課)

② 児童扶養手当に関する情報提供及び給付

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
児童扶養手当に関する情報提供及び給付業務	児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した給付業務を実施します。	母 子	実施	推進	(市福祉課)

③ 福祉医療費に関する情報提供と給付

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
福祉医療費に関する情報提供と給付	ひとり親家庭の児童(18才の年度末)の医療費無料の情報提供と給付を行います。	ひとり親	実施	実施	(市保険課)

④ 各種経済的支援策に関する情報提供の充実

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
各種経済的支援策に関する情報提供の充実	児童手当、すこやか子育て支援事業、保育料等の援助、就学援助、生活保護、災害遺児愛護会援助給付金などについて、母子自立支援員などを通して情報提供を充実させます。	ひとり親	実施	推進	(市関係各課)

(6) 母子寡婦福祉団体への支援

① 母子・寡婦福祉団体との連携の強化

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
母子・寡婦福祉団体との連携の強化	母子・寡婦家庭の福祉の増進や就労支援を活動目的とする団体と連携強化に努めます。	母子・寡婦	実施	推進	(市福祉課)

② 母子・寡婦福祉団体活動への支援

施 策	内 容	対 象	20 年度	24 年度	備 考 (実施主体)
母子・寡婦福祉団体への補助金継続	母子・寡婦家庭の福祉の増進や就労支援を活動目的とする団体の事業費補助を継続します。	母子・寡婦	実施	推進	(市福祉課)

第3章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

関係法令の改正や社会保障制度の変更、ひとり親家庭のニーズの変化に対応するため、関係団体等の意見を反映しながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

2 関係機関、団体との連携

ひとり親家庭等の自立支援を推進するため、大館市母子寡婦福祉連合会をはじめ大館市民生委員児童委員連絡協議会、大館公共職業安定所、大館商工会議所等の関係団体及び機関、地域のNPO法人や民間企業等に理解と協力を求め、連携を深めていきます。

3 計画の評価

本計画の実現に向けて、各施策の進捗状況を把握し、点検及び評価を行います。

資料 統計でみる現状

1 ひとり親家庭をめぐる現状と課題

(1) 母子家庭の現状

① 年齢別世帯数

ア 母子世帯

単位:世帯

過去3年間の母子世帯数の推移をみると、毎年度10世帯前後の増加となっています。また、年齢別では、30歳代が43.7%、40歳代が37.1%となっています。

区 分	17年度	18年度	19年度	19年度
20歳未満	1	1	1	0.1%
20歳代	111	91	95	10.0%
30歳代	368	401	413	43.7%
40歳代	366	361	351	37.1%
50歳代	72	71	77	8.1%
60歳以上	10	10	9	1.0%
合 計	928	935	946	100.0%

イ 内母子のみの世帯

単位:世帯

母子のみで生活している世帯は、母子世帯全体の約44%です。年齢別では、40歳代43.9%、30歳代39.5%となっていますが、①の年齢別ごとの世帯数との比較では、20歳代24.2%、30歳代40.2%、40歳代50.5%となっており、年齢が上がると増加する傾向にあります。

区 分	17年度	18年度	19年度	19年度
20歳未満	1	0	0	0.0%
20歳代	36	24	23	5.5%
30歳代	141	153	166	39.5%
40歳代	188	188	185	43.9%
50歳代	45	45	41	9.7%
60歳以上	4	6	6	1.4%
計	415	416	421	100.0%

② 母子世帯になった原因

単位:世帯

母子世帯になった原因は、離婚が圧倒的に多く、82.0%を占めています。過去3年間の推移をみると、離婚は毎年度20件前後が増加しているのに対し、他は横ばいか減少傾向にあります。

区 分		17年度	18年度	19年度	19年度
死 別	1 病 死	71	58	53	5.6%
	2 交通事故	8	9	9	1.0%
	3 産業災害	2	3	3	0.3%
	4 その他	23	23	27	2.9%
	小 計	104	93	92	9.8%
5 離 婚	739	758	776	82.0%	
6 遺 棄	4	5	4	0.4%	
7 行方不明	4	1	0	0.0%	
8 配偶者の障害	2	2	2	0.2%	
9 拘 禁	1	1	1	0.1%	
10 未 婚	69	66	65	6.9%	
11 その他	5	9	6	0.6%	
合 計		928	935	946	100.0%

③ 世帯の増減状況

世帯増の状況では、新規母子が一番多いうえに、最近は増加傾向にあります。世帯減の状況では、寡婦への移行や婚姻となっています。世帯増から世帯減を引いた世帯数は、過去3年間とも毎年10件程度の増加となっています。

単位:世帯

区 分		17年度	18年度	19年度	
前年 8/1 現在の世帯		933	928	935	
現年 7月増 前年 8月↘	新母子	83	66	94	
	転入	県外	18	15	15
		県内	11	14	10
		その他	0	0	0
小 計		112	95	119	
現年 7月減 前年 8月↗	死 亡	0	0	1	
	寡婦へ移行	60	53	62	
	婚 姻	33	19	22	
	転 出	21	16	16	
	傷病の回復	0	0	0	
	拘禁の解除	1	0	0	
	その他	2	0	7	
	小 計	117	88	108	
現年 8/1 現在の世帯		928	935	946	

④ 児童の状況

平成19年度からもわかるように、小学生以下は749名で全体の半数以上を占めています。また、高校生は235名、短大以上も47名となっています。

単位:名

区分			17年度		18年度		19年度	
就学前※1			250	64	235	69	245	65
就学	教 育 義 務	小学校 ※2	478	77	497	82	504	108
		中学校 ※3	257	91	254	90	272	94
		小 計	735	168	751	172	776	202
		高校高専	219		227		235	
	短大	7		2		6		
	大学	24		24		21		
	専修学校、その他	17		15		20		
就 業			98		86		58	
無 職			17		17		25	
そ の 他			5		28		33	
計			1,372		1,385		1,419	

※1. 右欄は年長児の数

※2. 右欄は小学校6年生の数

※3. 右欄は、中学校3年生の数

⑤ 就労の状況

平成 19 年度でみると、常用雇用者が 402 名で全体の 42.5%を占めます。しかし、臨時、日雇、パート、内職、無職を合わせると 487 名で全体の 51.5%となります。

単位:名

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
就 労 し て い る 者	自 営 業 主	46	48	42
	常 用 雇 用 者	371	386	402
	臨 時 雇 用 者	52	42	55
	日 雇 雇 用 者	12	9	5
	パ ー ト	290	305	284
	内 職 者	4	6	4
	そ の 他 就 労 者 ※1	12	16	14
無 職		141	123	139
不 明※2		0	0	1
計		928	935	946

※1の「その他就労者」は、家族従業者及び従業上の地位が明らかでない者

※2の「不明」は、就業しているかどうか明らかでない者

⑥ 収入の状況

収入が 300 万円以上が 43 名で全体の 5%未満、180 万円以上 300 万円未満が 228 名で全体の 24%、100 万円以上 180 万円未満が 372 名で 39%、100 万円未満が 300 名 32%となっています。

単位:名

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
0	143	123	140
50 万円未満	17	23	21
50 万円～75 万円未満	44	25	34
75 万円～100 万円未満	85	94	105
100 万円～125 万円未満	162	151	143
125 万円～180 万円未満	301	339	229
180 万円～240 万円未満	107	111	168
240 万円～300 万円未満	35	35	60
300 万円以上	34	34	43
不明	0	0	3
計	928	935	946

⑦ 公的年金、生活保護等の受給状況

単位:世帯

社会手当、公的年金を受給しているのは857名で、母子家庭の90%は何らかの社会手当、公的年金を受給しております。

また、生活保護は25世帯となっております。

区分		17年度	18年度	19年度	
公的年金 社会手当	受給している	794	832	857	
	内訳	児童扶養手当	651	666	678
		児童手当	383	535	562
		遺族年金	90	95	92
		その他	23	33	35
生活保護	受給している	15	21	25	
	内訳	医単	0	0	0
		併給	15	21	25

⑧ 養育費の受給状況(年額)

単位:世帯

養育費を全くもらっていない世帯が54.1%で、次いで回答なしが25.4%、30万円以上40万円未満が7.4%となっています。

区 分	19年度	19年度
0	512	54.1%
10万円未満	10	1.1%
10万円～20万円未満	17	1.8%
20万円～30万円未満	30	3.2%
30万円～40万円未満	70	7.4%
40万円～50万円未満	18	1.9%
50万円～60万円未満	1	0.1%
60万円～70万円未満	23	2.4%
70万円～80万円未満	18	1.9%
80万円～90万円未満	2	0.2%
90万円～100万円未満	3	0.3%
100万円以上	2	0.2%
回答なし	240	25.4%
計	946	100.0%

⑨ 住宅の種類

単位:世帯

自分名義又は同居者名義の持ち家に住んでいるのが61.7%で、次いで借家、アパートがそれぞれ12.5%、公営住宅10.5%となっています。

区 分	19年度	19年度
持ち家(他名義含む)	584	61.7%
借家(一軒家)	118	12.5%
アパート	118	12.5%
借間	2	0.2%
マンション	2	0.2%
公営住宅	99	10.5%
母子生活支援施設	17	1.8%
その他	4	0.4%
回答なし	2	0.2%
計	946	100.0%

(別紙)

母子自立支援員相談指導結果報告書

平成18年度

(市等名 大館市)

区 分		前年度からの繰越件数 A	今年度の新規相談件数 B	合 計 C (A+B)	解決件数 D	翌年度への繰越件数 E(C-D)	相談回数	
生活一般 A	1. 住 宅		13	13	13	0	15	
	2. 医療・健康	病気		4	4	4	0	4
		障害		1	1	1	0	1
	3. 家庭紛争	その他		2	2	2	0	2
		夫等の暴力		1	1	1	0	1
	4. 就 労	その他		14	14	14	0	15
		求職・転職		4	4	4	0	4
		資格取得・職業訓練		8	8	8	0	8
		職場の悩み		1	1	1	0	1
	5. 結 婚				0		0	
6. 養 育 費				0		0		
7. 借 金				0		0		
8. その 他			3	3	3	0	3	
小 計		0	51	51	51	0	54	
児 童 B	1. 養 育	保育所入所		9	9	9	0	9
		虐待		3	3	3	0	3
		その他		2	2	2	0	2
	2. 教 育			6	6	6	0	6
	3. 非 行				0		0	
	4. 就 職			1	1	1	0	1
5. その 他			3	3	3	0	3	
小 計		0	24	24	24	0	24	
経済的支援・生活援助 C	1. 母子福祉資金	貸付	2	65	67	66	1	81
		償還		9	9	9	0	10
	2. 寡婦福祉資金	貸付			0		0	
		償還			0		0	
	3. 公的年金				0		0	
	4. 児童扶養手当			52	52	52	0	52
	5. 生活保護			9	9	9	0	9
6. 税			1	1	1	0	1	
7. その 他			7	7	7	0	7	
小 計		2	143	145	144	1	160	
その他 D	売店設置(法第25条)				0		0	
	たばこ販売(法第26条)				0		0	
	母子世帯向公営住宅(法第27条)				0		0	
	母子福祉施設の利用				0		0	
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)			5	5	5	0	6
小 計		0	5	5	5	0	6	
合 計		2	223	225	224	1	244	
区 分	訪問調査指導(件)	関係機関連絡(件)	会議出席(回)	非常勤母子自立支援員の勤務状況				
実 件 数				非常勤者全員の年間勤務日数(日)			230 日	
延 件 数	3件	3件	11回	非常勤者1人1日平均の勤務時間(時間)			84時間	

平成18年度母子自立支援員相談指導結果報告書の内訳

大館市

区 分	相談件数の内訳(指導を必要としない軽微な事項は掲上しない)						解決件数の内訳				
	来所	訪問	会場・研修 の場での 相談	電話	その他	合計	母子自立支援 員が直接関与 し解決	福祉事務所 内で解決	関係機関に紹 介または関係 機関で解決	その他	合計
生活一般 A	1. 住 宅	7	1		5	13	12	1			13
	2. 医療・健康	病気	3			1	4	4			4
		障害				1	1		1		1
		その他	1			1	2	1		1	2
	3. 家庭紛争	夫等の暴力	1				1		1		1
		その他	7			7	14	14			14
	4. 就 労	求職・転職	1			3	4	2		4	6
		資格取得・職業訓練	5			3	8	6			6
		職場の悩み	1				1	1			1
		その他					0				0
5. 結 婚					0					0	
6. 養 育 費					0					0	
7. 借 金					0					0	
8. その他	2			1	3	1		2		3	
小 計	28	1	0	22	0	51	41	3	7	0	51
児 童 B	1. 養 育	保育所入所	8		1	9		8	1		9
		虐待	2		1	3		2	1		3
		その他	2			2			2		2
	2. 教 育	4			2	6	3	2	1		6
	3. 非 行					0					0
	4. 就 職				1	1	1				1
5. その他	1			2	3	1	1	1		3	
小 計	17	0	0	7	0	24	5	13	6	0	24
経済的 支援・ 生活 保護 C	1. 母子福祉資金	貸付	55		10	65	66				66
		償還	2		7	9	7		2		9
	2. 寡婦福祉資金	貸付				0					0
		償還				0					0
	3. 公的年金					0					0
	4. 児童扶養手当	50	1		1	52	1	51			52
	5. 生活保護	8		1		9		9			9
	6. 税				1	1			1		1
7. その他	6	1			7	4		3		7	
小 計	121	2	1	19	0	143	78	60	6	0	144
その他 D	売店設置(法第25条)					0					0
	たばこ販売(法第26条)					0					0
	母子世帯向公営住宅(法第27条)					0					0
	母子福祉施設の利用					0					0
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)	3	1		1	5	2		3		5
小 計	3	1	0	1	0	5	2	0	3	0	5
合 計	169	4	1	49	0	223	126	76	22	0	224

関係機関連絡の内訳(実件数)				
市町村	地区母子 寡婦福祉会	民生 児童委員	その他	合計
76			22	98

会議出席の内訳				
母子寡婦 福祉会関係	県主催会議	民生児童 委員関係	研修	合計
4	3	1	1	9

NO	自由記述のまとめ	区分	細項目
28	家は、元夫の母から借りています。今のところ無料ですが、数年以内に出て行く約束です。次の住まいのことが心配です。	A 生活	1
45	アパートでもいいので実家を出たい。	A 生活	1
47	仕事から、勤め先に近いアパートを探していますが、なかなか安いアパートがなくて困っています。	A 生活	1
56	市営住宅の申込をしたいと思っても連帯保証人（市内在住）を二人と聞いているのですが頼める人がいないのでどうすればいいかわからない。	A 生活	1
79	アパートノ家賃が高く引越しを考えていますが安いところがなく困っている。	A 生活	1
129	収入に対し家賃が高い。	A 生活	1
134	安定した仕事に就きたい。家賃が高いので市営住宅に住みたい。	A 生活	1
140	母と仲が悪く、家を出ていけと言われていて。今年中にアパートを借りて子どもと住まなくてはいけません。今のパートのお金でアパートを借りてやっていけるか心配です。	A 生活	1
146	家賃が高いので市営住宅に引越ししたいと応募しても無駄で・・・	A 生活	1
189	市営住宅にできれば入居したい。	A 生活	1
191	市営住宅の家賃が高い。	A 生活	1
		1 データの個数	11
17	自分の健康が問題で働きたくても働けない面がある。	A 生活	2
23	仕事をしたくても医師から止められているためできません。毎年、年金が少なくなり支払が大変です。	A 生活	2
24	実家にも片身がせまくこの先どう生活したらよいか悩んでいます。何を切り詰めたらよいか考えたら病院通いをやめるとその分少しは楽になるかと思えます。福祉も県も困っていても何もしてはくれません。毎年、調査票を出しても何もならないことにイラダチを覚えています。	A 生活	2
33	医者からは2年くらいゆっくりしているように診断されているが経済的に働かなければならぬので大変である。	A 生活	2
61	交通事故に遭って体調不良である。	A 生活	2
64	通院・服薬治療中で就業不可能な状態のため経済的に困難である。	A 生活	2
72	障害年金2ヶ月で9万円くらいです。仕事をしなくてはと思いますが、疲れて無理をしようと思いません。	A 生活	2
74	神経性の病気で通院中のため無理ができない。仕事は探すつもりでいる。	A 生活	2
119	母の健康状態が不安	A 生活	2
123	体の具合が悪く仕事が見つからない。	A 生活	2
141	高校の授業料の減免額が半分になってしまい大変です。仕事面が不安定、体調が悪くなると思えばならず、そのまま給料にひびいてしまいます。	A 生活	2
144	私は3歳の頃ポリオにかかり現在足腰が不自由で立っているのも歩くのも困難で8年間働いた職場をやめざるえなくなり仕事がなく困っています。足が悪くても一生懸命働いていたのにいじめられてつらくて今はうつ病にかかって病院に行っています。	A 生活	2
163	養育費もなく児扶手が減額されるととても大変です。何年も前から心臓が弱く薬が投与されてお金もかかります。	A 生活	2
168	母の医療費の支払が大変	A 生活	2
193	体調不良で休みが多いため、時には収入がなかったりすることがある。生活していくのに困難である。	A 生活	2
194	私が腰のヘルニアのため2回ほど入院したのですが、入院すると収入が途絶えてしまい学校費や病院代などで生活にこまりました。	A 生活	2
		2 データの個数	16
4	前から親とのおりあいが悪く、親子だけで生活することになったが、経済的にやっていけるかと不安です。	A 生活	3
		3 データの個数	1
2	現在パートで働いているが時間を減らされ収入が少なく生活が苦しい。別の仕事を探しているが思うように見つからない。	A 生活	4
7	子どもが小さいので働ける職場に限られ、なかなかみつからない。	A 生活	4
8	仕事（会社の先行き）が不安。	A 生活	4
21	安定した仕事が見つからない。	A 生活	4
32	母の健康と職場の不安を抱えている。	A 生活	4
35	身体障害者であり、パートなため、生活が不安定。その中で家のローン（月9万円）も支払っていかなければならない。	A 生活	4
36	体調を崩し週1回通院しているが体調があまりよくないためこれから仕事を続けていけるか不安。	A 生活	4
42	H17.4月から長期に渡り病氣察長中です。病気の快復する目処も立たず副作用もあり就労は困難な状態です。生活費や治療費の捻出も大変になっています。	A 生活	4
50	常勤の仕事につきたい。	A 生活	4
51	仕事が毎日ないことと健康面で不安を抱えている。	A 生活	4
52	現在臨時職員のため、将来を考えスキルアップも含め資格を取得したい。	A 生活	4
59	資格取得の給付金のことで説明を受けたい。	A 生活	4
65	祖母が高齢で介護が必要のためなかなか働くところがみつからない	A 生活	4
76	仕事が変わって収入が少なくなったこと。	A 生活	4
78	これから先の収入の不安で精神的に不安定になる。	A 生活	4
84	不景気で収入が減る一方で先が不安です。	A 生活	4
87	勤務時間が減り給料が手取り8～9万円になって月1～2回のバイトをしているが生活が苦しい。	A 生活	4
90	母が体調不良、常勤の職に就けない。	A 生活	4
103	仕事を地元にもつけない。	A 生活	4

NO	自由記述のまとめ	区分	細項目
111	児扶手の支給が制限されましたが、私の収入で生活していますので何故全額支給されないのか納得がいかない。このような生活から脱け出す為資格を取りたいと考えています。支援の相談ののってください。	A 生活	4
112	収入が不安定である。	A 生活	4
121	収入がすくないため生活が大変である。	A 生活	4
124	持家の維持管理費など目に見えない経費があるため大変。パート収入も一定でないため生活が安定しない。	A 生活	4
135	仕事が切れてしまい、収入がなく非常に苦しい。	A 生活	4
137	仕事がなく生活がくるしい。	A 生活	4
138	7月に会社を退職し仕事が見つからないため仕事が苦しい。	A 生活	4
139	幼少の子どももことを考え夜の仕事から昼の仕事を探している。	A 生活	4
161	毎年収入は下がっているのに子どもは受験、進学でお金がかかる。就業の不安が常にある。借家が古くて雨漏りひどく引越しを考えている。	A 生活	4
174	事務所が閉鎖し失業状態となる。	A 生活	4
175	収入が増えることにより児扶手が打ち切られるのであれば日勤務に戻りたいとも思う。	A 生活	4
179	子どもが病気になると早退や欠勤をしなければならず会社側から「こういうことが続いたら辞めてほしい」と言われ4月に退社しました。本当は正社員で働きたいと思っていますがパートで働くしかないと考えています。母子家庭の母が働きやすい環境が少なすぎます。	A 生活	4
181	自分の母と子と三人で暮らしているけど金銭的に大変だし父の借金こともあってこの先の生活がすこく不安。仕事を探しているが子どもがいるとなかなかきちんとしたところが見つからない。	A 生活	4
186	なかなか仕事が見つからない。税金など払いたいが払えない状態。	A 生活	4
192	仕事をさがしていますが指に障害があり、そのことをハローワークの方にも言われますが私たちも生活していかなければならず内職も探していますが、難しいようです。	A 生活	4
		4 データの個数	34
29	養育費がきちんともらえないこと。	A 生活	6
60	家裁できめたにも関わらず一度も養育費を支払わない。住宅ローンの保証人（前夫の）になっており毎月支払っている。	A 生活	6
73	未婚の母でありようやく認知してくれたが、父親が養育費について支払う意志がなく何度も難癖をつけて話し合いから逃げる様子である。	A 生活	6
83	昨年までは養育費を月4万円もらっていたが今年は全然振込がなかったうえ5月に亡くなってしまったため、経済的な面で苦しくなりました。	A 生活	6
91	元夫が家庭裁判所で決めた養育費の金額を納めてくれない。このまま元夫名義の家に住むのは経済的にもきびしい。もらった養育費は住宅ローンに払っているため私の収入ではやっていけない。元夫とは連絡がとれず拒否されている。どうすれば一番いいのか？困っ	A 生活	6
108	養育費がこなくなりました。	A 生活	6
147	子どもの進学と養育費の延長。	A 生活	6
172	前夫からの養育費が一切ないので生活は苦しい。	A 生活	6
187	養育費の支払がH18.10後ないので大変困っている。	A 生活	6
		6 データの個数	9
20	離婚前の住宅ローンのこと。共有財産で、前夫が納付しているが滞納しているようで金融機関から催促がある。	A 生活	7
48	借金返済があるので苦しい。	A 生活	7
77	住宅ローンの支払、親の生活の面倒をみないといけない。児扶手が全くないので子どもにかかるお金が大変。子どもが小さい時より大きくなる程かかる金額が高くなるので困って	A 生活	7
102	ローンの支払で苦しい。	A 生活	7
120	既に亡くなった元夫の借金をまだ払い続けている。退職し年金生活の父親の生活費などがかかる。曾祖母が入院中で介護施設に近々入所するが月8~9万円かかりその負担もある。これ以上児扶手を減額されると生活できない。	A 生活	7
133	前夫の借金返済	A 生活	7
165	元夫の借入金について	A 生活	7
176	夫と別れて7年になるが夫の車のローンの返済を私一人で支払って月々の返済額が12万5千円にもなり給料から差し押さえられた。子どもにもお金がかかる時期になっておりどこに相談すればいいか困っています。	A 生活	7
		7 データの個数	8
1	勤務時間と保育園の時間が合わない。子どもの送迎費用を援助できないか。	B 児童	1
30	子どもの病気	B 児童	1
39	子どもが病気でも仕事を休みたくない。子どものことは心配ですが収入が減るので困る。	B 児童	1
57	子どもの病気	B 児童	1
75	父親がいないことで保育園でいじめにあっているみたいで、もう行きたくないと言いつかれます。	B 児童	1
81	日曜勤務の時に子どもを預ける施設がほしい。	B 児童	1
132	仕事=収入安定のため、子どもの病気や通院をフォローしてくれる人がいないので風邪の季節になると心配。	B 児童	1
153	不規則な勤務なので子どもの世話が十分にできない。	B 児童	1
155	こどもが心療内科とカウンセリングに通院しています。	B 児童	1
188	保育所などの情報の集め方がよくわからない。	B 児童	1
		1 データの個数	10
3	長女（高校生）の進学についてどこに相談してよいかわからない。屋久島おおぞら高等学校の通信在学中。	B 児童	2
14	子ども二人の進学及び就職の件	B 児童	2
68	子どもの進学の費用と父との再会が不安。	B 児童	2
166	三男の進学のこと。	B 児童	2
173	中学校が自宅から遠いので通学が大変	B 児童	2

NO	自由記述のまとめ	区分	細項目
		2 データの個数	5
38	二男の就職が心配（地元）	B 児童	4
55	長女の就職が見つからない。	B 児童	4
125	娘が仕事をしないこと。	B 児童	4
126	祖母と同居して、生計は別々だが出費は全てこちらもちなので苦しい。長女・長男が無職のため全てのことが自分にかかりストレスがたまる。	B 児童	4
160	長男が病気がちで定職に就けない為生活が苦しい。	B 児童	4
		4 データの個数	5
5	子どもの引きこもりが心配。	B 児童	5
104	こどもの「しつけ」について悩んでいます。	B 児童	5
116	子どものひきこもりで悩んでいる。	B 児童	5
142	寝たきりの父の世話疲れで母の精神状態が不安定で子にあたり仕事で帰宅が遅くなるため子どもも不安な面もあり気が気でない。	B 児童	5
149	長男が成長するにつれ母親だけでは大変である。	B 児童	5
154	子どもの進学のこと。	B 児童	5
156	もう少し安定した職業があればいい。現在長男が不登校。	B 児童	5
182	進学。就職において母子家庭であることへの不安。	B 児童	5
		5 データの個数	8
15	保証人がいないので貸付制度を利用できない。	C 経済	1
40	収入が安定せず生活が困っている。数年前から保育料、母子福祉資金の返済が計画通り支払えず国税など分納してもらっていますが、毎年税金が重くなっていくばかりで精神的に疲れている。生活の安定が見込めない。	C 経済	1
171	子どもの進学について（修学資金の貸付）	C 経済	1
		1 データの個数	3
6	児童扶養手当が減額されると高校入学が二人できつい。（双子養育中）	C 経済	4
9	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
10	児童扶養手当が減額されること。	C 経済	4
11	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
12	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
13	今でも子どもの学校等にかかる費用で毎月大変なのですが、来年から児扶手が減額になることが不安です。	C 経済	4
16	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
18	児童扶養手当が減額されること。	C 経済	4
19	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
26	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
37	児童扶養手当が減額されること。	C 経済	4
41	パート収入で児扶手が減額されるとパートを増やすしかないので大変困る。	C 経済	4
46	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
49	今年度は就学援助費が認定外になりましたが、母子世帯の年収の上限額は一体幾らまでなんですか？	C 経済	4
53	自分の収入と児扶手で何とか暮らせているが1/2減額は子どもの進学を控えているため厳しい。	C 経済	4
62	児扶手が減ると困る。	C 経済	4
63	おとしは児扶手が支給されたのに昨年はなぜ支給されないのですか。家族と同居してりますが一切の援助はなく、私一人の所得では生活がとても厳しいです。	C 経済	4
66	児童扶養手当がなくなること。	C 経済	4
69	児扶手を受給して5年経過するため大変である。	C 経済	4
70	児童扶養手当が1/2に減額されること。	C 経済	4
85	児扶手の減額が不安	C 経済	4
86	児扶手の減額1/2が厳しい。	C 経済	4
89	児扶手が減ると困る。	C 経済	4
96	二女の親権を得たが母子手当が20年4月から減額になるらしいが二女は今月からなのでどのようになるのか。	C 経済	4
97	児扶手1/2は子どもの進学も考えると苦しい。	C 経済	4
98	手当の一部が支給停止されると生活が困難になります。	C 経済	4
100	児扶手の支給停止。	C 経済	4
107	手当が1/2に減額されるが厳しい。	C 経済	4
109	来年から児扶手1/2減額になると苦しい。	C 経済	4
110	子どもが大きくなったので生活が苦しい。児扶手が1/2になるとさらに苦しい。	C 経済	4
113	児扶手は平成12年10月からだが一部支給停止になってもしかたがないと思っている。	C 経済	4
122	児扶手が1/2に減額されること。	C 経済	4
136	准看護師の資格有り、児扶手を受給してから9年が経過しており一部支給停止の対象となる	C 経済	4
143	児扶手が減額されること。	C 経済	4
145	児扶手が減額されること。	C 経済	4
148	児扶手が1/2に減額されること。	C 経済	4
152	児扶手を受給して6年経過している。生活が大変である。	C 経済	4
157	高校生になるので児扶手の減額は厳しい。	C 経済	4
159	来年から児扶手1/2減額になると大変である。	C 経済	4
162	平成20年4月以降児扶手が減額になることに不安です。まだまだ子どもたちには学校に経済的にかかります。	C 経済	4
164	同居しているということで児扶手の支給、年金の免除など対象にならないので生活がとても苦しい。何度話をしても聞き入れてもらえない。	C 経済	4
177	児扶手減額後どれくらいになるか。	C 経済	4
178	生活費は全く別なのに、親と住んでいることを理由に児扶手をもらえなく生活に困ってい	C 経済	4

NO	自由記述のまとめ	区分	細項目
180	年々収入も減り体力、健康面でも無理が効かず自信がなくなっているのに手当が減額となると大変厳しい。片親は二人分（夫婦共稼ぎ分）稼がないと自立していないということですか。	C 経済	4
185	児扶手が全停になること。	C 経済	4
190	同居していますが家賃も入れ、食費も私の収入からです。これから児扶手も減りどうやって暮らしていけばいいか不安です。せめて学費だけでも減額になればいいのですが何を基準にしているのかわかりませんが、申請も通りません。	C 経済	4
		4 データの個数	46
130	長女の小学校進学について（通学方法：バス代がかかる）自動車を所有したいが生保のため不可能。	C 経済	5
131	生活保護の申請をしたいと思っている。	C 経済	5
		5 データの個数	2
31	国保の保険税滞納のため被保険者証の返還命令がきてしまいどうしたらよいかわかりません。やっとのところで生活しているので支払したくてもできません。どうかよい方法を教えてください。	C 経済	6
34	子どもの（小学4年）の部活で送迎が必要になるが仕事を抜けられない。学校サイドで何とかできないものか。国保や年金の負担が高くて収入がおいつかない。	C 経済	6
		6 データの個数	2
22	今後、子どもにかかる費用、学費等がいくらかかるものか知りたい、手続きで負担が軽くなることがあれば知りたい。	C 経済	7
25	子どもが部活動をしているので生活が苦しい。	C 経済	7
27	祖母の入院費の支払等	C 経済	7
43	現在、貯金から補填しないと生計維持ができない。子どもが来年高校に入学することになれば先が暗い。	C 経済	7
44	生活に余裕がない。	C 経済	7
54	来年は高校生になる息子がいます。学費が免除になる学校を探したいが力不足。	C 経済	7
58	お金のことで生活が大変。	C 経済	7
67	生活が苦しい。	C 経済	7
71	就学援助が受けられなくて修学旅行の積立金納付が大変。	C 経済	7
80	長女の進学（専門学校）の費用で金利が安く借りられるところを教えてください。	C 経済	7
82	収入が減ってきているのに出費が多くなって困っている。	C 経済	7
88	児扶手の受給者でないとスキー購入の補助が非該当になる。授業に必要なものだとしたら児扶手の受給に関係なく補助してほしい。	C 経済	7
92	生活は自分の収入でギリギリで生活してきましたが今年長女の収入があるため就学援助がもらえなくなり本当に困っています。	C 経済	7
93	早く独立したいが金銭的に容易でない。	C 経済	7
94	お金がないこと。	C 経済	7
95	子どもの進学に伴う学費工面。	C 経済	7
99	金銭面で苦しい。	C 経済	7
101	仕事が安定していない。	C 経済	7
105	自分の障害年金だけでは、学費、税金、電気水道、ガスなどの支払いができずに困っています。	C 経済	7
106	手当が全部支給停止であり、変更もないのに毎年呼ばれること。弘前市では母子家庭だと母親も医療費が免除となります。全部支給停止の方にもそういったものがあるとたすかり	C 経済	7
114	生活が大変。両親が高齢になってくるので今後は世話になれない。	C 経済	7
115	給料がすくなく、子どもの学費や部活などにすごくお金がかかって生活が苦しい。	C 経済	7
117	子どもの進学に伴う学費工面。	C 経済	7
118	進学する場合の学費等	C 経済	7
127	お金がない。	C 経済	7
128	現在のところは大丈夫だが、子どもが高校に入るようになれば大変だ。	C 経済	7
150	生活が苦しい。	C 経済	7
151	お金がない。両親が病気がちなので収入が安定しない。	C 経済	7
158	先のが心配。子どもが中学・高校になった時今より金銭面で大変。	C 経済	7
167	生活が苦しい。	C 経済	7
169	中学に入り何かと出費があり大変です。来年高校だが今以上に支出があると思うととても不安です。	C 経済	7
170	将来の生活設計に不安がある。	C 経済	7
183	正職員でないためローンがくめない。（家を増築したいと思うがむずかしい。）金銭面で厳しい面があります。この先子どもが望む教育をうけさせられるか不安。	C 経済	7
184	子どもの教育費の増大について、奨学金を借りるも生活が苦しく大変である。授業料の減免申請をしたかったけど「生活保護に準じる」と記入されていて申請に迷い断念した。	C 経済	7
		7 データの個数	34
		総合計	194

自由記述のまとめ

区分	項目	人数	割合
生活	1.住宅	11	5.7
	2.医療・健康	16	8.2
	3.家庭紛争	1	0.5
	4.就労	34	17.5
	5.結婚	0	0
	6.養育費	9	4.6
	7.借金	8	4.1
	8.その他	0	0
	小計	79	40.7
児童	1.養育	10	5.2
	2.教育	5	2.6
	3.非行	0	0
	4.就職	5	2.6
	5.その他	8	4.1
	小計	28	14.4
経済的支援・ 生活保護	1.母子福祉資金	3	1.5
	2.寡婦福祉資金	0	0
	3.公的年金	0	0
	4.児童扶養手当	46	23.7
	5.生活保護	2	1
	6.税	2	1
	7.その他	34	17.5
	小計	87	44.9
	合計	194	100

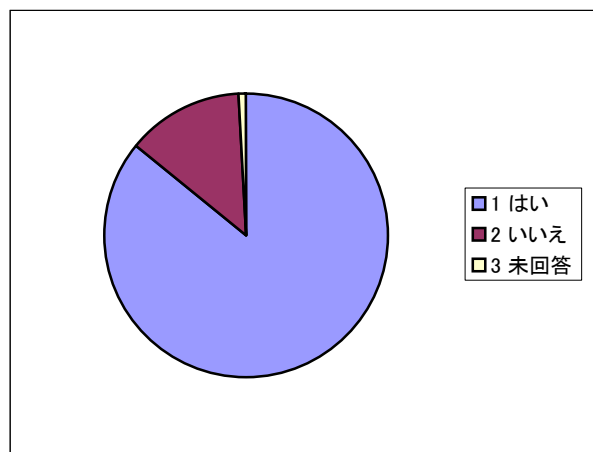
(2) アンケート調査集計結果(母子家庭自立支援計画策定用)

H17.8調査

◎対象者928名、回答者数665名、回収率71%

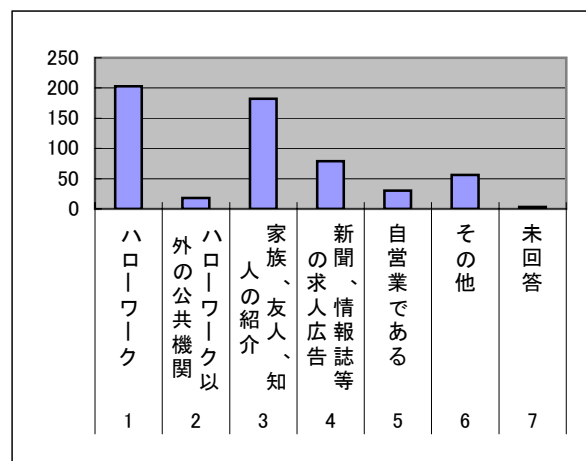
問1. 今、仕事をしていますか。

		単位:名、%	
1	はい	571	85.8
2	いいえ	89	13.4
3	未回答	5	0.8
計		665	100.0



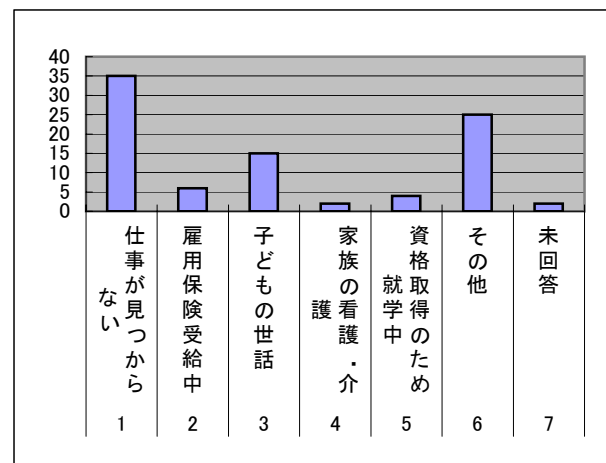
問2. 問1で「はい」と答えた方に伺います。現在の仕事はどのように探しましたか。

		単位:名、%	
1	ハローワーク	203	35.5
2	ハローワーク以外の公共機関	18	3.2
3	家族、友人、知人の紹介	182	31.9
4	新聞、情報誌等の求人広告	79	13.8
5	自営業である	30	5.3
6	その他	56	9.8
7	未回答	3	0.5
計		571	100.0



問3. 問1で「いいえ」と答えた方に伺います。仕事をしていない理由は何ですか。

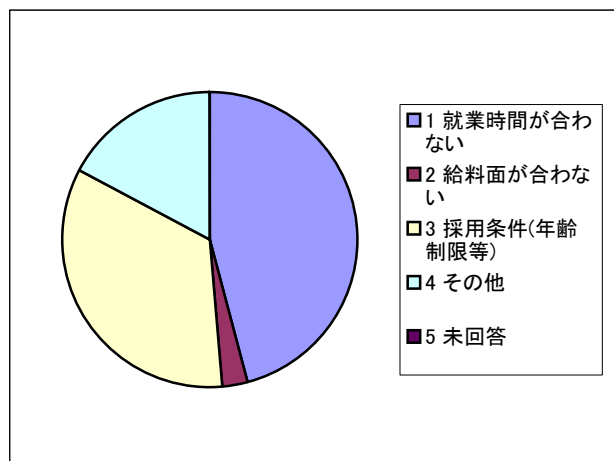
		単位:名、%	
1	仕事が見つからない	35	39.4
2	雇用保険受給中	6	6.7
3	子どもの世話	15	16.9
4	家族の看護・介護	2	2.2
5	資格取得のため就学中	4	4.5
6	その他	25	28.1
7	未回答	2	2.2
計		89	100.0



問4. 問3で「1」と答えた方に伺います。見つからない理由は何ですか。

単位:名、%

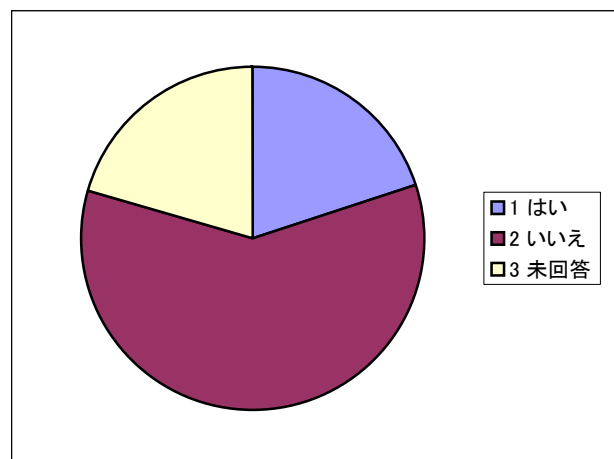
1	就業時間が合わない	16	45.7
2	給料面が合わない	1	2.9
3	採用条件(年齢制限等)	12	34.3
4	その他	6	17.1
5	未回答	0	0.0
	計	35	100.0



問5. 給料が少ないなどの理由により、近いうちに(具体的に)転職しようと考えてますか。

単位:名、%

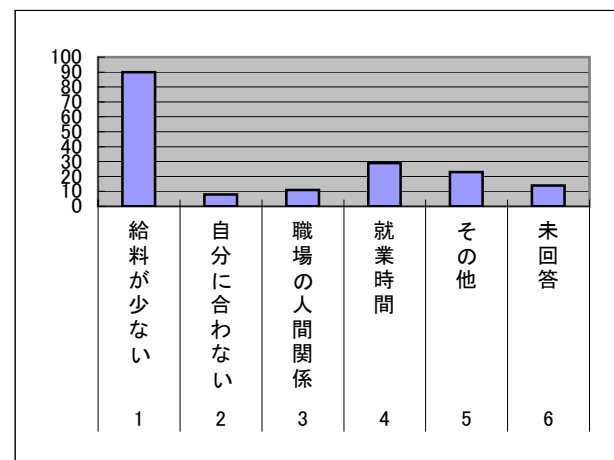
1	はい	133	20.0
2	いいえ	395	59.4
3	未回答	137	20.6
	計	665	100.0



問6. 問5で「はい」と答えた方に伺います。理由は何ですか。(〇は2つまで)

単位:名、%

1	給料が少ない	90	51.4
2	自分に合わない	8	4.6
3	職場の人間関係	11	6.3
4	就業時間	29	16.6
5	その他	23	13.1
6	未回答	14	8.0
	計	175	100.0

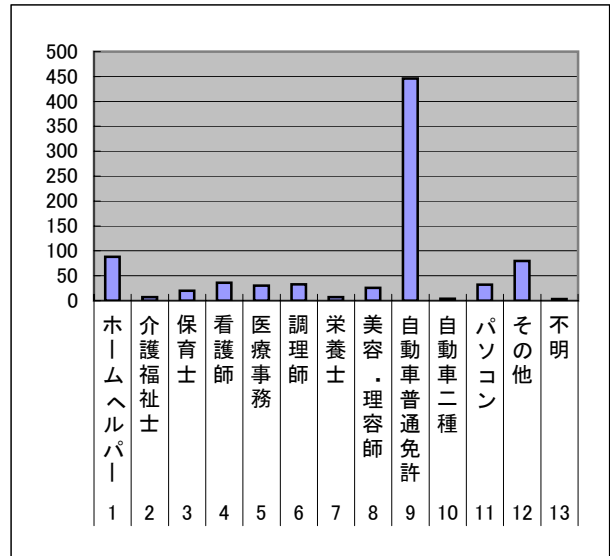


問7. 現在持っている資格、今後取りたい資格について伺います。

【持っている資格】(5つまで)

単位:名、%

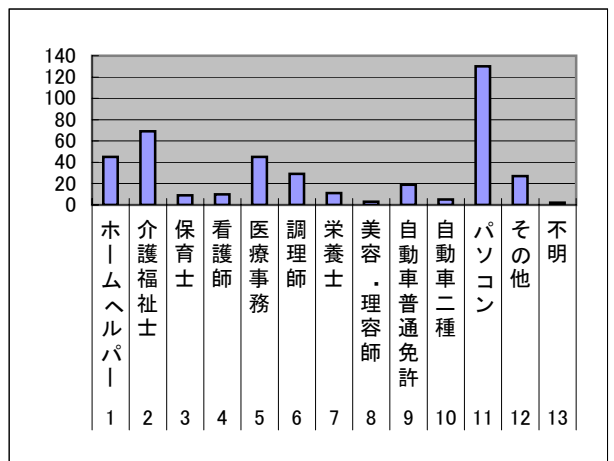
1	ホームヘルパー	88	10.8
2	介護福祉士	7	0.9
3	保育士	20	2.4
4	看護師	36	4.4
5	医療事務	30	3.7
6	調理師	33	4.1
7	栄養士	7	0.9
8	美容・理容師	26	3.2
9	自動車普通免許	446	54.9
10	自動車二種	4	0.5
11	パソコン	32	3.9
12	その他	80	9.9
13	不明	3	0.4
	計	812	100.0



【取りたい資格】(1つ)

単位:名、%

1	ホームヘルパー	45	11.2
2	介護福祉士	69	17.1
3	保育士	9	2.2
4	看護師	10	2.5
5	医療事務	45	11.1
6	調理師	29	7.2
7	栄養士	11	2.7
8	美容・理容師	3	0.7
9	自動車普通免許	19	4.7
10	自動車二種	5	1.2
11	パソコン	130	32.2
12	その他	27	6.7
13	不明	2	0.5
	計	404	100.0

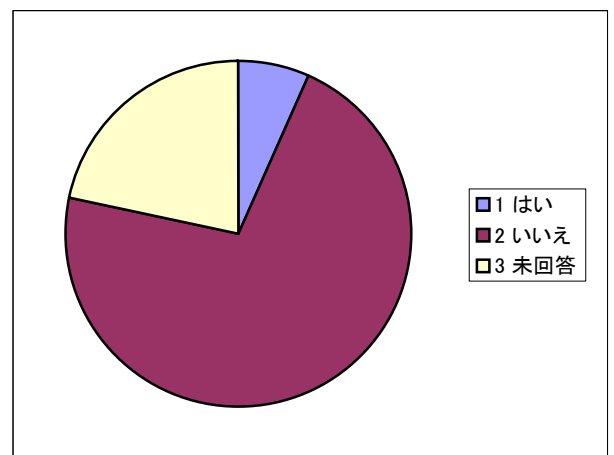


問8. 問5で「はい」と答えた方に伺います。

(1) 具体的に希望する転職先はありますか。

単位:名、%

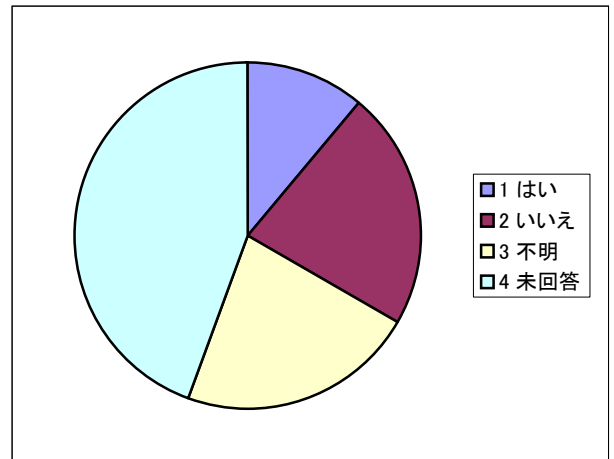
1	はい	9	6.8
2	いいえ	95	71.4
3	未回答	29	21.8
	計	133	100.0



(2) (1)で「はい」と答えた方に伺います。転職希望先は資格取得が必要ですか。

単位:名、%

1	はい	1	11.2
2	いいえ	2	22.2
3	不明	2	22.2
4	未回答	4	44.4
	計	9	100.0

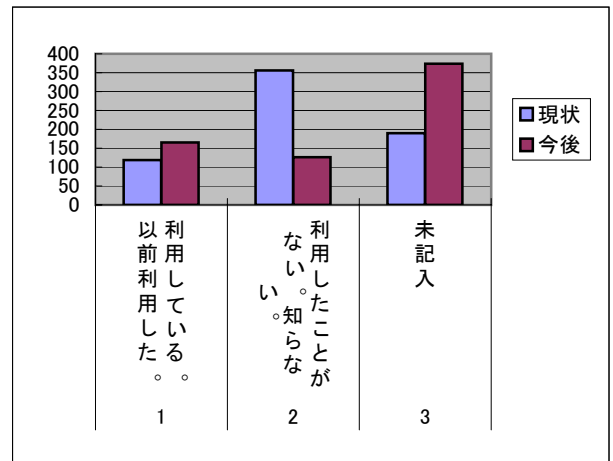


問9. 下記の福祉制度等の利用について、現状と今後それぞれ1つに○をしてください。

(1) 家庭児童相談室(福祉事務所) 単位:名

		現状	今後
1	利用している。以前利用した。	119	165
2	利用したことがない。知らない。	356	126
3	未記入	190	374
	計	665	665

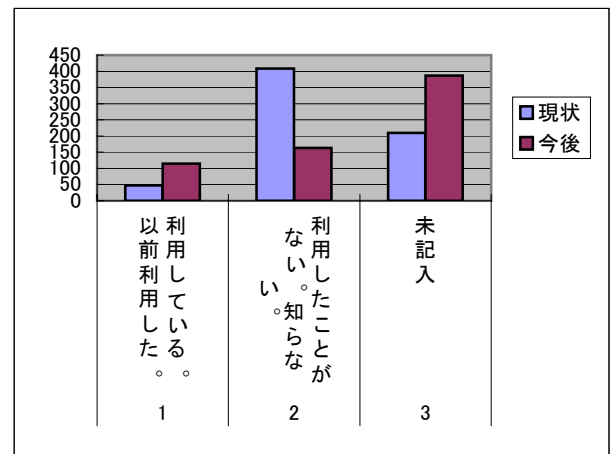
※今後欄は、1は利用したい、2は利用しないと読み替える。



(2) 母子自立支援員(旧母子相談員) 単位:名

		現状	今後
1	利用している。以前利用した。	47	115
2	利用したことがない。知らない。	408	163
3	未記入	210	387
	計	665	665

※今後欄は、1は利用したい、2は利用しないと読み替える。



(3) 父子家庭の状況

① 年齢別世帯数 ア 父子世帯

単位：世帯

過去3年間の推移をみると、年々10世帯程度減少している傾向にありますが、父子家庭の場合、母子世帯と違ってメリットが少ないため、登録しない世帯も多く存在するので正確な数はつかめない状況です。

区 分	17年度	18年度	19年度
20歳未満	0	0	0
20歳代	9	7	7
30歳代	33	33	35
40歳代	80	73	63
50歳代	36	32	31
60歳以上	6	7	5
計	164	152	141

イ 内父子のみの世帯

単位：世帯

父子家庭の場合は、一番多い40歳代で13世帯と父子のみの世帯は少なく、母子家庭と比較すると同居している世帯が多いようです。

区 分	17年度	18年度	19年度
20歳未満	0	0	0
20歳代	1	1	1
30歳代	2	2	1
40歳代	15	16	13
50歳代	10	10	10
60歳以上	2	2	2
計	30	31	27

② 父子世帯になった原因

単位：世帯

父子世帯になった原因で最も多いのは、離婚で120世帯、率では85.1%となり、次いで病死の16世帯、率で11.3%となっています。

区 分		17年度	18年度	19年度
死 別	1 病 死	22	19	16
	2 交通事故	2	1	1
	3 産業災害	0	0	0
	4 その他	3	3	2
	小 計	27	23	19
5 離 婚	136	128	120	
6 遺 棄	0	0	0	
7 行方不明	0	0	0	
8 配偶者の障害	0	0	0	
9 拘 禁	0	0	0	
10 未 婚	1	1	1	
11 その他	0	0	1	
計	164	152	141	

③ 世帯の増減状況

単位：世帯

新父子の増加より寡夫への移行が多いため、父子世帯は減少しているようにみられるが、登録しない世帯も多いので実数はつかめていません。

区 分		17年度	18年度	19年度	
前年8/1 現在の世帯		175	164	152	
現年7月増 前年8月～	新父子	10	3	7	
	転入	県外	5	0	1
		県内	1	0	
		その他	0	0	
小 計		16	3	8	
現年7月減 前年8月～	死 亡	0	0		
	寡夫へ移行	19	15	13	
	婚 姻	5	0	1	
	転 出	2	0		
	傷病の回復	0	0		
	拘禁の解除	0	0		
	その他	1	0	5	
	小 計	27	15	19	
現年8/1 現在の世帯		164	152	141	

④ 児童の状況

小学生以下が67名、率で31.6%、中学生以下でみると105名で49.5%となりますが、母子世帯と比較して若年齢層の率が低い状況です。

単位：人

区 分		17年度		18年度		19年度		
就 学 前 ※1		18	5	15	4	13	-	
就 学	義務教育	小学校※2	71	16	62	13	54	-
		中学校※3	56	13	58	19	38	-
		小 計	127	29	120	32	92	0
	高校、高専		66		67		37	
	短 大		1		0		0	
	大 学		5		3		5	
	専修学校、その他		6		3		6	
就 業		28		32		24		
無 職		1		1		3		
その他		0		0		32		
計		252		241		212		

※1. 右欄は年長児の数(19年度は調査なし)

※2. 右欄は小学校6年生の数(19年度は調査なし)

※3. 右欄は、中学校3年生の数(19年度は調査なし)

⑤ 就労の状況

単位人

父子世帯の父は、母子世帯の母と違って常用雇用者が96名と多く、率で全体の68%、自営業主も合わせると114名、率で80.9%となります。

区 分		17年度	18年度	19年度
就労している者	自営業主	23	19	18
	常用雇用者	110	104	96
	臨時雇用者	2	2	2
	日雇雇用者	8	7	4
	パート	4	3	3
	内職者	0	0	
	その他就労者※1	1	1	3
無職		13	13	12
不明※2		3	3	3
計		164	152	141

※1の「その他就労者」は、家族従業者及び従業上の地位が明らかでない者

※2の「不明」は、就業しているかどうか明らかでない者

⑥ 収入の状況

単位人

父子世帯では収入が300万円～500万円未満が34世帯、180万円～240万円未満が30世帯、240万円～300万円未満が28世帯となっており、母子世帯と比べて率では年間の収入が高い世帯が多くなっています。

区 分	17年度	18年度	19年度
0	13	13	11
50万円未満	1	1	2
50万円～75万円未満	3	1	
75万円～100万円未満	0	0	1
100万円～125万円未満	6	5	8
125万円～180万円未満	31	26	21
180万円～240万円未満	40	43	30
240万円～300万円未満	35	34	28
300万円～500万円未満	31	26	34
500万円以上	-	-	6
不 明	4	3	
計	164	152	141

⑦ 社会手当及び公的年金、生活保護等の受給状況

単位：世帯

父子世帯で社会手当、公的年金を受給しているのは、児童手当の57名で社会手当のほぼほとんどを占めています。

また、生活保護は4世帯です。

区分		17年度	18年度	19年度	
公的年金 社会手当	受給している	-	-	61	
	内 訳	児童扶養手当	-	-	-
		児童手当	-	-	57
		遺族年金	-	-	0
		その他	-	-	4
生活保護	受給している	-	-	4	
	内 訳	医単	-	-	0
		併給	-	-	4

父子家庭相談年報

平成17年度

大館市福祉事務所

等 相談種別	相談件数	前年度か らの繰越 件数(A)	今年度の 新規相談 件数(B)	合計 (A+B)=(C)	今年度の 相談回数 (Cのうち)	解決件数 (D)	次年度への 繰越件数 (C-D)=(E)
	生活一般	家事			0		
	医療			0			0
	家庭			0			0
	就職			0			0
	結婚			0			0
	経済			0			0
	その他			0			0
	小計	0	0	0	0	0	0
児童	養育		2	2	2	2	0
	教育		1	1	1	1	0
	非行			0			0
	就職			0			0
	その他		6	6	6	6	0
	小計		9	9	9	9	0
合計		0	9	9	9	9	0

父子家庭相談年報

平成18年度

大館市福祉事務所

相談件数等		前年度か らの繰越 件数 A	今年度の 新規相談 件数 B	合計 C(A+B)	今年度の 相談回数 (Cのうち)	解決件数 D	次年度への 繰越件数 E(C-D)
相談種別							
生 活 一 般	家 事						
	医 療						
	家 庭						
	就 職						
	結 婚						
	経 済						
	そ の 他						
	小 計						
児 童	養 育		6	6	12	6	0
	教 育		1	1	1	1	0
	非 行		4	4	10	4	0
	就 職			0			0
	そ の 他		10	10	27	10	0
	小 計		21	21	50	21	0
合 計			21	21	50	21	0

(4) ひとり親家庭の課題

ア 母子家庭の課題

大館市の母子家庭の現状をみると、年間 10 世帯前後の増加であり、極端に増減している状況にはありません。

しかし、就労状況をみると 51.5%が非常勤雇用などであり、年収も 125 万円未満が 46.8%、180 万円未満では 71.0%と苦しい収入状況が明らかになっています。このことから、子育てと仕事の両立、とりわけ常勤雇用を回り収入の安定化が求められています。

その反面、養育費を全く受給していない家庭は 54.1%、回答なしを含むと 79.5%となります。このことは全国的な傾向であり、養育費を現在も受給している世帯は、全国で 20.5%にとどまっています。養育費の確保は、収入の安定化には欠かせないものとなっています。

また、自由記述では、生活が苦しく、健康や子どもの養育に不安や悩みを抱え、児童扶養手当の減額に戸惑っている姿が映し出されています。児童扶養手当の減額については、就労の意欲があれば、ほとんどの方が一時停止措置の対象外となるため、情報提供と相談指導が求められています。

イ 父子家庭の課題

大館市の父子家庭の現状をみると、年間 10 世帯前後の減少であり、極端に増減している状況にはありません。

就労状況では 80.8%が常勤雇用等であり、年収も 180 万円以上が 69.5%と母子家庭と比較すると安定しております。

しかし、父子家庭の相談種別内容をみると、児童の養育及び教育等での悩みが多く、また全国的には家事に困っている家庭が一番多くなっております。このことから、父子家庭においては、子育てと仕事の両立、家事の支援の充実が求められています。

ウ 寡婦家庭の課題

大館市の寡婦家庭については、詳細な調査は行われておりませんが、全国的には健康面で不安を抱えていることが明らかとなっており、日常生活面での支援が求められています。

また、大館市母子寡婦福祉連合会と連携を強化することにより母子寡婦福祉の向上を図っていく必要があります。